

## ニッスイ「ずわいがにコロッケ」についてのお詫びとお知らせ

日頃より生協の商品をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

標記の件について、経過をお知らせしますとともに組合員の皆さまにご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと心よりお詫び申し上げます。

### 1. 概要

6月15日、公正取引委員会は日本水産株式会社に対し、「ずわいがにコロッケ」の表示が景品表示法違反であるとして「排除命令」を下しました。

「排除命令」:公正取引委員会が事業者に対して、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)違反の行為をやめ、今後繰り返さないよう命じる行政処分。主に商品の品質や効能、価格が実際より優良、有利であると消費者に誤認させる不当な表示が違反の対象となる。排除命令は、官報に告示される。

排除命令の内容は、原料には「紅ずわいがに」を使用していましたが、商品名を「ずわいがにコロッケ」という名称を使用していたことが、消費者に「優良誤認」を与えるというものでした。

コープ九州事業連合では、2009年3月の取扱いを最期に、法令違反の可能性があるとということで取扱いを休止しました。



### 2. 対象商品・対象期間

ニッスイ「ずわいがにコロッケ」6個入  
2007年4月～2009年2月

### 3. 経過

この商品を企画した時点において、ずわいがに、紅ずわいがにいずれも「クモガニ科ズワイガニ属」に属しておりJAS法上は、原材料は一般的な名称を使用することとなっていたため、商品名を「ずわいがにコロッケ」としていました。

その後、2007年7月に生鮮魚介類の名称ガイドラインがだされ、水産品の販売においては、「紅ずわいがに」と「ずわいがに」は分けて表示することになりましたが、「ずわいがにコロッケ」は加工食品で対象外との認識でした。今回表示について確認した結果、不適と判断され排除命令となりました。

### 4. コープ九州の対応

法令改正の内容を的確に把握し、表示の点検を強化いたします。なお、今回の件は表示上の誤認によるもので、意図的にずわいがにの代わりに紅ずわいがにを使用して不当な差額を得ていたものではありませんでした。食されても健康上の問題はないことから、回収は行いませんが、組合員の皆様にご迷惑をおかけしましたことについて、重ねてお詫び申し上げます。